



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

介護保険「被保険者・受給者の範囲拡大」は結論先送り 介護保険部会が意見書取りまとめ

12月10日、第21回社会保障審議会介護保険部会が開催され、9月以来6回にわたって議論を重ねてきた「被保険者・受給者の範囲の拡大」についての意見が取りまとめられました。

対象者範囲拡大が多数意見

意見書では、介護保険を普遍的な制度へと見直すことについて、「制度の将来的なあり方としては、要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向性を目指すべきである」という意見が多数であった」としています。

しかし、今後の改革スケジュールや実施時期については明言せず、「今後、範囲拡大に関連した制度改正を実施する場合、相当な準備が必要であるが、政府の基本方針で05、06年度の2年間を目途に結論を得ることとされている社会保障全般の一体的見直しの中で、国民的な合意形成や具体的な制度改革案について検討し結論を得ることが求められる」とするにとどまっています。

その後の扱いについては現在与党内で議論が行われており、政府によって法案要綱が作成され、与党の審査を経たのち、来年の通常国会に提出されることとなります。

実施時期の先送りは遺憾

連合推薦委員の花井連合生活福祉局次長は、「被保険者・受給者の範囲のあり方は制度発足時からの課題であり、その結論を得、実施時期を明確化するのが役割と考えて本部会に参加してきただけに、この意見書の内容は極めて残念だ。私たちも、社会保障の一体的見直しの中で結論を得て、09年から対象拡大を実施できるように努力するので、そのための取り組みをお願いしたい」と発言した。

他の委員からは、「制度の普遍化に賛成する」

という意見が多数あげられた一方、「制度の普遍化とは何かの掘り下げが不足しており、今後の検討課題として残すべき」とする意見も少数ながらあった。

この意見書を受け、連合・草野事務局長は談話を発表し、社会保障制度全般の見直しの中で、介護保険の普遍化に向けて全力で取り組むと述べています。

介護保険のポイントは政策ニュース9号参照

介護保険制度の「被保険者・受給者の範囲の拡大に関する意見」に対する談話（概要）

意見書では、「介護保険制度の普遍化の方向を目指すべきである」という意見が多数であった」と明記されたものの、社会保障制度全般の一体的見直しの中で結論を得ることとし、実施時期については今後の検討に委ねられたことは極めて遺憾である。

「被保険者・受給者の範囲」については、介護保険制度発足時から残された重要課題であり、法の附則第2条において、5年後の制度見直しが規定され、2003年5月より介護保険部会で検討が行われてきた。本年7月30日には、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられたが、その中で「被保険者・受給者の範囲」については積極・消極の両論併記とされ、9月よりこの課題に限定して介護保険部会で検討されてきた。

連合は、介護保険制度創設時から、介護とは高齢者特有のニーズではなく、本来は年齢や理由を問うものではないことから、被保険者・受給者の範囲は拡大すべきであることを、強く主張してきた。「普遍化の方向性」を多くの委員が賛成していたにもかかわらず、高齢者介護に限定すべきとする主張や、企業の保険料負担増を懸念する一部自治体や経済界の強い反対によって結論が先送りされたことは、問題である。

連合は、法案審議において普遍的な制度への改革を明確にすること、年齢拡大の実施にあたっては、障害者施策の推進状況を踏まえ、障害当事者の意見を反映するとともに、十分な準備期間を設けて、社会保障制度全般の一体的改革の中で行うことを求めていく。要求実現に向け、構成組織・地方連合会が一体となり、障害者団体やNPO団体等と連携をはかりつつ、政府・与党、民主党・社民党への要請行動をはじめ、国会審議への対応を強めていく。